

岐阜県公報

号 外 (二十九) 平成二十二年 四月 一 日

目 次

選挙管理委員会告示	
○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し	(選挙管理委員会)
○施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(同)
	ページ
	一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十二年四月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色 4 丁目 6 番 1 号
岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町 5 丁目 161 番地
岐阜県立下田温泉病院	下田市幸田 1162 番地
岐阜県立清流園	岐阜市麓山向井 2563 の 18

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を告示する。

平成二十二年四月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色 4 丁目 6 番 1 号
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町 5 丁目 161 番地
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	下呂市幸田 1162 番地

平成二十二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター